競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「当機構」という。）の令和７・８・９年度における一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加者資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、「令和７・８年度の農林水産省大臣官房参事官（経理）の競争参加資格」又は「令和７・８・９年度における資格確認通知書（全省庁統一資格）」を取得している者については、本公示に基づく申請の必要はありません。

令和７年１月３１日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者　森田　健児

１．当機構の競争参加者資格を得ることで参加が可能となる契約

（１）①　競争契約（指名競争を含む。）

②　随意契約（外国で契約する場合及び公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を公共団体に直接に売り払い、貸し付け又は信託する場合を除く。）

（２）申請ができる契約の種類

①　建設工事

②　物品の製造

③　物品の購入

④　測量・建設コンサルタント等

⑤　役務等

２．申請手続き

（１）建設工事及び測量・建設コンサルタント等

①　必要書類の詳細は３の申請書類を参照してください。なお、各申請書は当機構のホームページよりダウンロードできます。

https://www.alic.go.jp/contract/contract.html

②　受付期間：（公示の日）～令和７年２月２８日到着分

上記受付期間申請分については、申請内容に問題がない限り令和７年４月１日時点の有資格者名簿に掲載できます。また、上記受付期間終了後も随時申請の受付を行います。

③　申請方法：

（ア）郵送又は持参による提出

提出する場合は、封筒に「競争参加者資格申請書　在中」と記載してください。

（イ）電子メールによる提出

以下のメールアドレス宛に、提出書類をＰＤＦファイル形式で添付の上、本文に「担当者名」と「連絡先（電話番号、メールアドレス)」を必ず記載して提出してください。

電子メール：keiri_keiyaku (アットマーク)alic.go.jp

※ 送信時には、括弧の箇所を半角記号のアットマークに置き換えてください。

件名は以下のとおりに記載してください。

件名：(申請）競争参加者資格申請書

また、１電子メールの最大バイト数は、添付するファイルは１５Mb 以下とします（なお、１５Mb を超えるときは、複数のメールに分けて送信するものとし、その際の件名は、以上の件名にその○（○は連番）を追加してください。)。

（２）物品の製造、物品の購入及び役務等

① 必要書類の詳細は３の申請書類を参照してください。なお、各申請書は当機構のホームページよりダウンロードできます。

https://www.alic.go.jp/contract/contract.html

② 受付期間：(公示の日）～令和７年２月２８日到着分

上記受付期間申請分については、申請内容に問題がない限り令和７年４月１日時点の有資格者名簿に掲載できます。また、上記受付期間終了後も随時申請の受付を行います。

③ 申請方法：

（ア）郵送又は持参による提出

提出する場合は、封筒に「競争参加者資格申請書　在中」と記載してください。

（イ）電子メールによる提出

以下のメールアドレス宛に、提出書類をＰＤＦファイル形式で添付の上、本文に「担当者名」と「連絡先（電話番号、メールアドレス)」を必ず記載して提出してください。

電子メール：keiri_keiyaku (アットマーク)alic.go.jp

※ 送信時には、括弧の箇所を半角記号のアットマークに置き換えてください。

件名は以下のとおりに記載してください。

件名：(申請）競争参加者資格申請書

また、１電子メールの最大バイト数は、添付するファイルは１５Mb 以下とします（なお、１５Mb を超えるときは、複数のメールに分けて送信するものとし、その際の件名は、以上の件名にその○（○は連番）

を追加してください。)。

（３）申請書の提出先

〒106-8635　東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構　経理部経理課
電話番号：03-3583-9463

（４）その他

① 申請受付期間以降の申請によるものは、希望する案件の入札に間に合わないことがあります。

② 申請書類は日本語で作成してください。なお、添付書類で外国語記載のものは、日本語の訳文を添付してください。

３．契約の種類別申請方法について

（１）建設工事の競争参加者資格について

① 申請書類

（ア）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

（イ）工事経歴書

（ウ）営業所一覧表

（エ）総合評定値通知書の写し

・競争参加資格審査の申請をする日の直前に通知を受けたものとします。

・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類

（オ）業態調書（管工事を希望する場合のみ）

（カ）納税証明書その３又はその３の２若しくはその３の３（法人税、消費税及び地方消費税にかかるもの）※３ヶ月以内に発行されたもの（写しも可）

なお、個人の場合であって、納税証明書の住所と異なる場合は、屋号の住所を証明する書類（開業届、賃貸借契約書又は公共料金の請求書等の写し）を添付して下さい。

（キ）会社案内等のパンフレット（可能な限り）

（ク）暴力団等の反社会的勢力に該当する者に該当しない旨の誓約書・役員等名簿

（ケ）返信用封筒（送付先を明記し、切手を貼付したもの。）

（注）上記の提出書類は、建設業法に基づく許可又は審査の際に提出した

書類に準じて作成してください。

（注）電子メールによる提出の場合は、（ケ）は不要。

② 当機構による審査の上、競争参加者資格を付与された場合の有効期間は、令和７年２月２８日までに申請された場合は、令和７年４月１日から令和10年３月３１日まで、令和７年３月１日以降に申請された場合は、当機構が競争参加者資格を付与した日から令和10年３月３１日までとなります。

（２）物品の製造、物品の購入又は役務等の競争参加者資格について

① 申請書類

（ア）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）

（イ）営業経歴書（会社案内等のパンフレット）

（ウ）登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）※３ヶ月以内に発行されたもの（写しも可）

（エ）直前２事業年度分の財務諸表類（貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書又は株主資本等変動計算書）

（オ）納税証明書その３又はその３の２若しくはその３の３（法人税、消費税及び地方消費税にかかるもの）※３ヶ月以内に発行されたもの（写しも可）

なお、個人の場合であって、納税証明書の住所と異なる場合は、屋号の住所を証明する書類（開業届、賃貸借契約書又は公共料金の請求書等の写し）を添付して下さい。

（カ）暴力団等の反社会的勢力に該当する者に該当しない旨の誓約書・役員等名簿

（キ）返信用封筒（送付先を明記し、切手を貼付したもの。）

（注）電子メールによる提出の場合は、（キ）は不要。

② 当機構による審査の上、競争参加者資格を付与された場合の有効期間は、令和７年２月２８日までに申請された場合は、令和７年４月１日から令和10年３月３１日まで、令和７年３月１日以降に申請された場合は、当機構が競争参加者資格を付与した日から令和10年３月３１日までとなります。

（３）測量・建設コンサルタント等の競争参加者資格について

① 申請書類

（ア）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

（イ）測量等実績調書

（ウ）技術者経歴書

（エ）営業所一覧表
（オ）登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）※３ヶ月以内に発行されたもの（写しも可）
（カ）登録証明書等（登録を受けている場合）（写しも可）
（キ）直前２事業年度分の財務諸表類（貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書又は株主資本等変動計算書）
（ク）納税証明書その３又はその３の２若しくはその３の３（法人税、消費税及び地方消費税にかかるもの）※３ヶ月以内に発行されたもの（写しも可）
　なお、個人の場合であって、納税証明書の住所と異なる場合は、屋号の住所を証明する書類（開業届、賃貸借契約書又は公共料金の請求書等の写し）を添付して下さい。
（ケ）会社案内等のパンフレット
（コ）暴力団等の反社会的勢力に該当する者に該当しない旨の誓約書・役員等名簿
（サ）返信用封筒（送付先を明記し、切手を貼付したもの。）
（注）電子メールによる提出の場合は、（サ）は不要。
（注）１．申請しようとする者が、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）第 7 条、地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）第 7 条又は補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 7 条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書（一式）の写しを提出しようとするときであって、申請しようとする業種の区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、（エ）から（キ）までに掲げる書類の添付を省略することができます。
２．（オ）から（キ）までの書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認しうる他の書類をもって代えることができます。
②　当機構による審査の上、競争参加者資格を付与された場合の有効期間は、令和７年２月２８日までに申請された場合は、令和７年４月１日から令和 10 年３月３１日まで、令和７年３月１日以降に申請された場合は、当機構が競争参加者資格を付与した日から令和 10 年３月３１日までとなります。

４．有資格者としない者

契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に該当する者

５．有資格者としないことがある者

次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 3 年を経過していない者（これを代理人・支配人として使用する者を含む。）

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正な行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者

⑦ 資格審査の申請の時期の直前 1 年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者

⑧ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者

⑨ その他有資格者と認められない相当な事由がある者

６．資格審査結果

審査の結果は、申請書を郵送又は持参により提出した場合は郵送、申請書を電子メールにより提出した場合は電子メールにて申請者あてに通知します。